



さざ

令和5年1月
第49号

農業委員会だより



(木場地区の農地)

もくじ

- ごあいさつ 2
- 農地法等の改正 3
- 農地転用・令和3年度農業委員会事業実績 4
- 中間管理事業・農業者年金 5
- 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選 6
- ヤミ小作・農地パトロール・利用意向調査 7
- 農作業支援スタッフ 7
- 全国農業新聞・編集後記 8





吉野 裕

佐々町農業委員会 会長

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、ご家族様お揃いでお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が続き、経済が停滞する中、ロシアのウクライナへの侵攻と近年にはない円安などによりエネルギー価格をはじめ、肥料、飼料などの生産資材、さらに食料品等の価格高騰や気候変動の問題を踏まえ将来にわたって食料を安定的に供給していくための転機を迎えていると思います。

わが国の食料安全保障の観点からも、食料自給率の向上施策、食料・農業・農村基本法の改正を含む抜本的な国内農業振興策について再構築が強く求められております。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により「人・農地プラン」が市町村の地域計画として作成実施することが法定化されました。この計画を地域に根付かせ、実行するためには農業委員会系統組織の活動と地域の皆様のご理解が不可欠です。

農業を取り巻く環境につきましては、依然として農業者の高齢化と減少、コメをはじめとして農産物の価格の低迷、耕作放棄地の増加、気象変動による自然災害の発生など非常に厳しい状況が続いております。地域の農地を活かし持続可能な農業を目指し今後も農業委員、最適化推進委員一体となって活動してまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びになります。本年が皆様方にとりまして実り多い一年となりますことを心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



古庄 剛

佐々町長

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい令和5年の新春をお健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、日頃から町政全般において多大なるご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスが大流行となり、住民活動や経済活動に大きな影響を受けましたが、町民各位のご理解をいただき、ワクチン接種などの感染防止対策や、国・県の交付金等を活用した各種施策を実施し、感染防止と生活の安定に努めてまいりました。

また、長引くウクライナ情勢等の影響を受け、世界規模で物価高騰が続いており、住民皆様方の生活に大きな影響を受けております。

農業面では、特に、肥料や粗飼料が急激に高騰し、農業経営を圧迫していることから、令和4年9月議会において「佐々町肥料・粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金」を計上し、現在、農業関係機関と連携しながら事業の推進を図っているところです。

さて、本町のまちづくりの基本とする「第7次佐々町総合計画」では、農産業の大きな課題として、「農業の担い手の確保」、「主要作物のブランド化・販売促進」、「有害鳥獣からの被害防止」等を掲げております。町といたしましては、日頃、農家の皆様方のご意見やニーズをつかみながら、各種施策を可能な限り進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様方にとって、健康で笑顔に満ちた素晴らしい年となりますことを心からご祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。



淡田 邦夫

佐々町議会 議長

あけましておめでとうございます。

皆さまには、ご家族おそろいでお健やかに、新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より議会運営につきまして、御理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

農業委員、農地利用最適化推進委員各位におかれましては、日ごろより、優良農地を守り、新規就農者や担い手確保に向けた活動にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。昨年、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、肥料価格が高騰し、国による肥料費支援や町による肥料、粗飼料購入費の一部補助など農業経営の支援が行われました。

大変厳しい状況のなかでも、様々な課題を解決し、豊かな農地と担い手を守り、農業の生産を高め、確実に次の世代へ農業を継承していくことが重要であると考えます。

議会といたしましても、限られた任期で何ができるのかを真剣に考え、より多くの皆さまの負託にお応えできるよう、誠心誠意努めてまいりたいと思います。

結びになりましたが、本年も町民の皆さまにとりまして、すばらしい年となりますよう、心からご多幸をお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

相続登記の申請が義務化されます！

相続登記とは？

土地（農地を含む）・建物など不動産の所有者が亡くなった際に、その不動産の名義を相続人の名義に変える手続きのことです。手続きは、法務局で行います。

早めに法務局で相続登記を行いましょう

相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます。

義務化の施行日前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。相続登記の一連の手続きは、司法書士などの専門家に依頼することもできます。

相続登記後は農業委員会へ届出をお願いします

なお、農地については、相続登記完了後に、法務局から通知される登記完了証の写しを添付し、農業委員会事務局へ農地法第3条の3の規定に基づく届出書の提出をお願いします。相続登記が完了していない農地は、売買ができないほか農地の集積・集約化、災害復旧、各種事業の実施に問題となる場合があります。

地域計画を策定します！

地域計画とは？

地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地の集約化等を進めていくための計画のことです。

今年5月に成立した改正基盤強化法などの改正により、市町村は、地域計画を策定することになりました。

佐々町の地域計画

佐々町では、町内8地区の計画の策定に向けて、まずは、木場地区の策定を行っていきます。現状の課題と10年後の地域の状況を共有し、将来の在り方を協議します。幅広い意見を募るため、協議の場には農業関係者の積極的なご参加をお願いします。



農地を取得する際の下限面積要件が廃止されます！

農地の取得要件とは？

農地を売買などにより取得される際には、以下の要件があります。

①農地の全てを効率的に利用すること
耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術の有無を確認します。

②農作業に常時従事すること
農業経営のために必要な農作業に年間従事する日数（年間150日以上）を確認します。

③一定の面積（50a）を経営すること
※令和5年4月1日から廃止されます。

④周辺の農地利用に支障がないこと
周辺農地の集約化や水利用への影響の有無、地域計画の達成に支障がないかを確認します。



農地を農地以外で使用する場合
は農地転用の手続きを！

農地以外で使用しようと考えていませんか？

駐車場にしたい 住宅を建てたい
工場を建てたい 資材置場にしたい

農地転用手続きをお願いします

農地を農地以外で使用する場合は農地転用の手
続きが必要になります。

まずは、登記地目のご確認を！

注意 農地転用できない農地もありますのでお
手続きの際は、農業委員会事務局までご連絡くだ
さい。

●農地に関する申請受付

毎月14日（14日閉庁の場合は次の開庁日）

違反転用とは？

転用許可を受けないで無断で転用した場合や、
転用許可に係る事業計画通りに転用していない場
合には違反転用になります。県や町が元の農地に
復元させることがあります。これに従わない場合
には、罰則の適用もあります。農地法第64条及び
第67条により3年以下の懲役又は300万円（法
人の場合1億円）以下の罰金刑が科されます。

令和3年度 農業委員会事業実績

農地の移動状況

(1) 3条（農家から農家へ所有権が移転する場合・・・農地として使用）（単位 m²）

	売 買	贈 与	交 換	使用貸借設定	合 計
件数	1	3	3	0	7
田	8,855.00	16,163.00	768.00	-	25,786.00
畑	297.00	9,208.00	176.00	-	9,681.00
計	9,152.00	25,371.00	944.00	-	35,467.00



(2) 4条（本人が所有する農地を転用・・・農地以外の目的に使用）（単位 m²）

件数	田	件数	畑	合 計	
				件数	面積
2	406.00	5	1,114.69	7	1,520.69

(3) 5条（本人が所有する農地を第3者が転用・・・農地以外の目的に使用）

（単位 m²）

件数	田	件数	畑	合 計		一般住宅、共同住宅、 建売住宅、駐車場他、資材置場
				件数	面積	
5	3,506.00	5	1,333.00	10	4,839.00	

(4) 農用地利用集積計画

（単位 m²）

	賃貸借権設定（小作料契約）						
	1年	2年	3年	4年	5年	10年	合 計
件数	0	1	16	0	41	0	58
田	-	7,995	33,747	-	88,647	-	130,389.00
畑	-	-	3,443	-	2,243	-	5,686
計	-	7,995	37,190	-	90,890	-	136,075.00

＼ 農地中間管理事業を活用しましょう！ ／

こんな時に使えます

- ①リタイヤするので農地を貸したい
- ②農業者どうして経営地の利用権を交換して作業効率を上げたい
- ③新規就農したい個人、農業参入したい企業の農地確保



農地中間管理事業の利用メリットについて

○農地を貸したい方（出し手）のメリット

- ・受け手が耕作できない場合、次の受け手を機構が探します（最長2年間）。
- ・地代は機構が支払いますので、未納の心配がありません。
- ・貸付期間満了後にはトラブルの心配もなく、確実に土地が戻ります。
- ・地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、地域集積協力金（1万円/10a）が交付されます。
- ・経営転換またはリタイヤする農業者及び農地の相続人に対し、経営転換協力金（1万円/10a）が交付されます。
- ・要件を満たせば農地に課税される税金が安くなります。

○農地を借りたい方（受け手）のメリット

- ・より長期間の借入れが可能（原則10年以上）になり、借入期間中は安心して耕作できます。
- ・条件が整えば、借入地で簡易な基盤整備を実施できます。
- ・地主との借入交渉など、面倒な事柄は市町がお引受けします。
- ・賃借料は交渉により定まった額を毎年払いとします。

※手続きについては農業委員会にお尋ねください。

＼ 農業者年金に加入しましょう！ ／

豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

■加入要件

- ①年齢要件…20歳以上65歳未満
※令和4年から加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げられました！
- ②国民年金の要件…国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者は除く）
- ③農業上の要件…年間60日以上農業に従事していること

■農業者年金のメリット

- 少子高齢時代に強い年金（積立方式）
- 終身年金（80歳までの死亡一時金あり）
- 支払った保険料は全額社会保険料控除
- 保険料の補助（国庫補助）あり



【お問い合わせ先】 役場 農業委員会または農協まで



お知らせ

令和5年7月

農業委員・農地利用最適化推進委員が改選されます！

●農業委員

13人

●農地利用最適化推進委員

5人

●任期

3年

●基本給（月額）

農業委員 18,900円

農地利用最適化推進委員 18,900円

※基本給とは別に日々の活動に対する報酬があります。

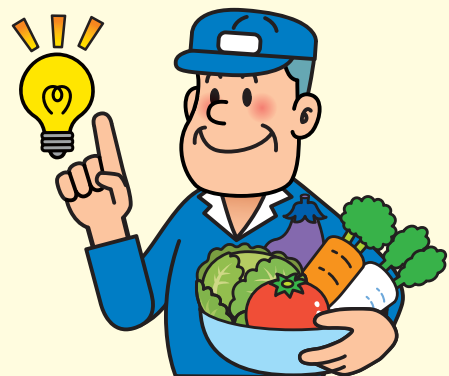
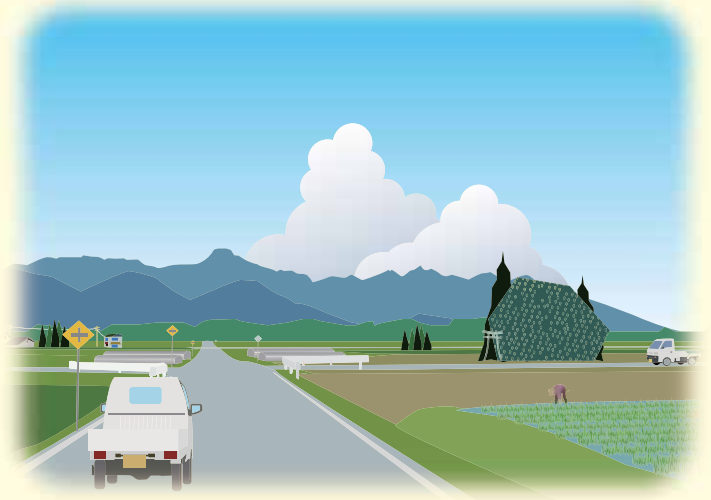
●主な業務

- ①総会での農地法に基づく許認可業務
- ②和解の仲介
- ③権利移行、農地転用の許可にかかる現地調査
- ④集落での話し合い活動
- ⑤耕作放棄地の発生防止・解消
- ⑥新規参入の促進
- ⑦農地パトロール
- ⑧農業者年金の加入推進
- ⑨農業新聞の普及促進

※①・②は農業委員のみの業務です。

農地保全・農業振興を一緒に頑張りませんか？

詳しい内容は農業委員会事務局までお問い合わせください。





STOP! ヤミ小作!

ヤミ小作とは?

農業委員会を通さない農地の貸し借りです。

- ・昔から手続きをせずに知人や親戚に農地を貸して(借りて)いる
- ・手続きが面倒なため、口約束で農地を貸して(借りて)いる

農地の口約束は効果が生じません。

民法上、契約は口約束でも成立するとされていますが、農地の売買や貸し借りの契約は、農地法のなかで、「許可を受けないでした行為は、その効果を生じない。」、「書面によりその存続期間、借賃等の額及び支払条件その他その契約並びにこれに付随する条約の内容を明らかにしなければならぬ。」と定められています。

ヤミ小作を続けると...

- ・農地を返してもらおう際に、離作料等を請求される場合がある。
- ・20年以上に渡って貸借していた場合、借り手に農地を取られてしまう場合がある。
- ・突然地主に農地を返してくれと言われる場合がある。
- ・相続の際に誰に貸しているか(誰から借りているか)わからなくなる場合がある。

農地パトロールにご協力を お願いいたします

違反転用の早期発見や遊休農地の実態などを把握するため、町内全ての農地について毎年8月頃にパトロールを実施しています。

この調査は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地の利用状況を現地調査し、農地が適正に利用されているか、遊休化・山林化してしまっているかを確認しています。

農地利用意向調査について

農地パトロールで、しばらく草刈りなどの管理がされていないため「遊休農地」と判断した場合において、その農地の所有者等に対し、今後の利用意向を確認するための「農地利用意向調査」を実施します。

この調査により、該当する農地について、農地中間管理事業などを活用した農地の貸付を行う意向があるのか、あるいはご自身で耕作する意向があるのかなどをお伺いします。なお、この調査の趣旨は、今後の農地の利用について検討していただくためのものであることをご理解いただき、調査票がお手元に届いた際には、調査の回答にご協力くださるようお願いいたします。

農業を お手伝いします

働き手が不足する現代農家ですが、農業支援スタッフとして3名のカンボジア人女性が日本での3年間の技能実習を良好に修了し、長崎県の農業の発展を支援しています。

【支援実績】

J A 島原雲仙、J A ごとう、J A ながさき 県央、長崎県・長野県・北海道などの耕種・畜産経営の個人・法人 ※農繁期のみ支援も可能。

詳しくは左記へお問い合わせください。

JAながさき西海本店

〒859-6326
長崎県佐世保市吉井町立石12-1
TEL : 0956-64-3141
FAX : 0956-64-3466



全国農業

NATIONAL
AGRICULTURAL
NEWS

新聞

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へ
お気軽に連絡ください。

■発行所
一般社団法人全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
☎03-6910-1130 ㊚03-3261-5132
✉gyoumu@nca.or.jp
http://www.nca.or.jp/shinbun

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

全国農業新聞は
地域農業者の代表機関である
農業委員会のネットワークが
発行する週刊の農業総合専門紙です。

農業者の視点でお届けします

- 1 特徴のある週刊新聞> 解説に力点をおいたニュース報道と企画編集
- 2 時代に鋭く斬り込む> 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- 3 経営に役立つ> 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- 4 喜びや悩みを共感できる> 読者の心に訴え、ともに考える
- 5 読みやすく親しみやすい> 老若男女が楽しく読める

読んでますか? 『全国農業新聞』

全国農業新聞は、全国の農業者に愛読される農業総合専門誌です。
月4回の毎週金曜日に、農業者に的確な情報提供を行っています。今後の農業経営の参考に、まだ読んでいない方は、読んでみませんか?購読料は、月700円です。
お申込は、地元農業委員または農業委員会事務局にお願いします。電話 事務局 六二二二〇一(内二六〇)

編集後記

新年あけましておめでとう
ございます。今年もよろしく
お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症
は、まだ終息の兆しが見えず、
ウクライナ情勢や急激な円安
による飼料・肥料の価格高騰
が続いています。

このような状況の中ではあ
りますが、皆様のご健康と平
穏な日々が戻りますよう、お
祈りいたします。

(編集員一同)

令和5年 第49号 農業委員会だより

■編集・発行 佐々町農業委員会
佐々町本田原免168-2
☎0956-62-2101
【印刷】(有)タイセイ印刷

読者のみなさんのご意見
ご感想をお寄せ下さい。